

【事業主・ご担当者向け】

# 保険証廃止に係る事務取扱等の解説



マイナ保険証の利用をお願いします。



令和7年10月 第二版  
東京都電機健康保険組合

## ～ 目 次 ～

|   |                  | ページ   |
|---|------------------|-------|
| 1 | はじめに<br>用語解説     | 1     |
| 2 | 新規加入者にかかる手続き     | 2~5   |
| 3 | 従来の「保険証」の取り扱い    | 6     |
| 4 | 「資格確認書」の取り扱い     | 7~14  |
| 5 | 「資格情報のお知らせ」の取り扱い | 15~16 |
| 6 | その他              | 17~18 |
| 7 | 保険証廃止にかかるFAQ     | 19~27 |

# 1. はじめに

日本の全国民が健康増進や切れ目のない質の高い医療を受けるため、医療分野のデジタル化、いわゆる医療DXを推進し、保健情報や医療情報を横断的に利活用することなど、制度の構築に向けた取り組みが進められています。

この医療DXの枠組みとして、マイナンバーカードと保険証の一体化および保険証廃止が令和6年12月2日に施行され、各医療機関等における健康保険の資格確認は、保険証利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証によってオンラインで行われることになりました。

令和6年12月2日以降、保険証の新規交付および再交付は行われず、経過措置としての保険証が利用可能とされた期間も令和7年12月1日で終了となることで、今後は本格的にマイナ保険証による医療機関等への受診に切り替わります。

引き続き、適切な事務手続きにご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。

## ～ 用語解説 ～

|                        |   |
|------------------------|---|
| マイナ保険証                 | マイナポータルやセブンイレブンのATM、医療機関窓口にあるカードリーダー等でマイナンバーカードの保険証利用登録を行うことで「マイナ保険証」となり、医療機関等受診時にオンライン資格確認が行えるようになります。   |
| 資格確認書                  | マイナンバーカードを取得していない方や紛失した方、介助者等の第三者の補助が必要となる要配慮者など、マイナ保険証を利用できない方に交付するものです。この資格確認書を提示することで、医療機関等で保険診療が受けられます。   |
| 資格情報のお知らせ<br>(資格情報通知書) | 健康保険組合へ加入された方に健康保険の記号・番号等の資格情報をお知らせするものです。<br>このお知らせは、健康保険の資格情報についてオンライン資格確認への連携が正常に完了したことの通知となります。<br>※マイナンバーが提出されないなど、オンライン資格確認へ情報連携できない方へは通知されません。 |
| J-LIS                  | マイナンバーや、住民基本台帳ネットワークなどに関する事務や、地方公共団体の情報システムに関する事務を行う組織である、地方公共団体情報システム機構のことです。  |
| 基本5情報                  | 基本5情報とは、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住民票住所となります。   |
| オンライン資格確認<br>システム      | オンライン資格確認とは、医療機関等において、マイナンバーカードにより健康保険の資格情報を確認するシステムです。当資料では「オンライン資格確認」と記載します。  |
| 中間サーバー                 | 健康保険組合に届出された加入者の資格情報等を情報連携するためのシステムの総称となります。この中間サーバーとオンライン資格確認が連携され医療機関等による健康保険の資格確認が行われます。   |

## 2. 新規加入者にかかる手続き

新たに健康保険組合へ加入する際には、マイナンバーの提出と、マイナンバーカードの取得および保険証利用登録を行っているかの確認が必要となります。

提出されたマイナンバーについては、資格取得届、被扶養者（異動）届に記載し、速やかに健康保険組合への提出をお願いいたします。

■新たに採用された社員およびご家族にかかる資格取得届、被扶養者（異動）届の作成にあたっては次の点にご留意ください。

### （1）届出作成時に確認していただくこと

- ① 資格取得届・被扶養者（異動）届へのマイナンバーの記載
- ② マイナンバーカードの取得の確認
- ③ マイナンバーカードの保険証利用登録の確認

※上記①～③を確認のうえ、資格取得届等を速やかに健保組合へ提出してください。

### （2）マイナンバーカードを取得していない方や、保険証利用登録をされていない方には、カードの取得や保険証利用登録をご案内いただくようお願いいたします。

### （3）マイナ保険証の準備が間に合わず、やむを得ずマイナ保険証を利用できない方については「資格確認書」の交付が必要なため、資格取得届、被扶養者（異動）届の「資格確認書発行要否」欄が設けられています。詳しくは本資料5ページをご覧ください。

**<ポイント>**※マイナンバーカードの取得・マイナ保険証利用登録については、内定者への案内に含める等、届出作成時にはマイナ保険証の利用登録がされている状態となるよう事前のご案内をお願いします。

そのことにより、資格確認書の交付申請をする必要がなくなり、届出の提出後すみやかに電機健保の資格でマイナ保険証の利用が可能となります。

**<ポイント>**内定者へに対し健保組合の役割、マイナ保険証の準備などについてわかりやすく説明したリーフレット及び動画（YouTube）が提供されていますのでご活用ください。

リーフレット  
(電機健保HP)



動画  
(YouTube)



## (I) 資格取得届、被扶養者（異動）届

| 正  |                            | 健康保険被扶養者(異動)届   |  |                             | 課長                          |                             | 係長                          |                            | 係                           |  |  |  |
|--|----------------------------|---|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|--|--|--|
|  |                            | <p>※ 扶養追加の場合は、回欄書と一緒に「扶養関係現況表」を必ず添付してください。(申請書No.109)</p>                                       |  |                             | <input type="checkbox"/> 追加 |                             | <input type="checkbox"/> 削除 |                            | <input type="checkbox"/> 変更 |  |  |  |
| 被扶養者欄<br>1   | 被扶養者記入欄                    | 被扶養者番号  | 生年月日   | 年<br>月<br>日                 | <input type="checkbox"/> 和暦 | <input type="checkbox"/> 西暦 | <input type="checkbox"/> 男  | <input type="checkbox"/> 女 |                             |  |  |  |
|  | 氏名<br>(フリガナ)<br>(氏)<br>(名) |   | 標準報酬<br>月額   | 千円<br>参考                    | <input type="checkbox"/> 令和 | <input type="checkbox"/> 平成 | <input type="checkbox"/> 夫  | <input type="checkbox"/> 妻 |                             |  |  |  |
| 住民票<br>住所  |                            | 丁   |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| <p>(フリガナ)<br/>(氏)<br/>(名)</p>  |                            | 生年月日  | 年<br>月<br>日  | <input type="checkbox"/> 和暦 | <input type="checkbox"/> 西暦 | <input type="checkbox"/> 男  | <input type="checkbox"/> 女  |                            |                             |  |  |  |
|  |                            | 納税  | 夫<br>妻<br>母<br>父<br>長男<br>長女<br>二女<br>その他( )   |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 個人番号   |                            | 法的立場上個人番号を必ず記入してください。<br>本人が有る人がでなければ、国民登録の事実認定の為、住民票(納税証明書)を提出して下さい。                           |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 通<br>じ<br>所  |                            | <input type="checkbox"/> 国内居住<br><input type="checkbox"/> 国外居住                                  |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 被扶養者で<br>なくなった日<br>(※記入は認めません)   |                            | 令和<br>年<br>月<br>日   | <input type="checkbox"/> 発行が必要<br><small>資格確認書の発行が必要な方は別途「資格確認書交付申請書」を添付して下さい。</small> |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 被扶養者で<br>なくなった日<br>(削除日)   |                            | 令和<br>年<br>月<br>日   | <input type="checkbox"/> 収入増<br><input type="checkbox"/> 死亡(死亡日・令和 年 月 日)              |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
|  |                            | 理由  | <input type="checkbox"/> 離婚<br><input type="checkbox"/> その他( )                         |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| <p>(フリガナ)<br/>(氏)<br/>(名)</p>  |                            | 生年月日  | 年<br>月<br>日  | <input type="checkbox"/> 和暦 | <input type="checkbox"/> 西暦 | <input type="checkbox"/> 男  | <input type="checkbox"/> 女  |                            |                             |  |  |  |
|  |                            | 納税  | 夫<br>妻<br>母<br>父<br>長男<br>長女<br>二女<br>その他( )   |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 個人番号   |                            | 法的立場上個人番号を必ず記入してください。<br>本人が有る人がでなければ、国民登録の事実認定の為、住民票(納税証明書)を提出して下さい。                           |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 通<br>じ<br>所  |                            | <input type="checkbox"/> 国内居住<br><input type="checkbox"/> 国外居住<br><input type="checkbox"/> 海外居住 |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 被扶養者で<br>なくなった日<br>(※記入は認めません)   |                            | 令和<br>年<br>月<br>日   | <input type="checkbox"/> 発行が必要<br><small>資格確認書の発行が必要な方は別途「資格確認書交付申請書」を添付して下さい。</small> |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 被扶養者で<br>なくなった日<br>(記入は認めません)  |                            | 令和<br>年<br>月<br>日   | <input type="checkbox"/> 無職<br><small>中学生以下 高校生以上的学生<br/>又は職業未定の者</small>              |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
|  |                            | 理由  | <input type="checkbox"/> 発行が必要<br><small>資格確認書の発行が必要な方は別途「資格確認書交付申請書」を添付して下さい。</small> |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| <p>(扶養追加の欄)<br/> <input type="checkbox"/>①被保険者<br/> <input type="checkbox"/>②事業主</p> |                            | 被扶養者でなくなった日<br>(記入は認めません)   |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 事業所所在地   |                            | 被扶養者でなくなった日<br>(記入は認めません)   |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 事業所名   |                            | 被扶養者でなくなった日<br>(記入は認めません)   |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 事業主氏名  |                            | 被扶養者でなくなった日<br>(記入は認めません)   |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| 電話番号   |                            | ( )   |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| <h2 style="text-align: center;">資格確認書の発行が必要な場合<br/>のみ、チェックをしてください。<br/>(5ページ参照)</h2> |                            |   |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| <small>社会保険労務士の提出代行者記載欄</small>  |                            |   |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |
| <small>東京都電機健康保険組合(R6.12)</small>  |                            |   |  |                             |                             |                             |                             |                            |                             |  |  |  |

**【上記、青枠欄新設】**なお、様式はホームページに掲載しています。

## (II) 電子申請による届出について

電子申請（電子媒体含む）による資格取得届の届出につきましては、「資格確認書発行要否」欄を追加した新様式により提出してください。  
※日本年金機構が提供している「届書作成プログラム」による、「健康保険組合向け届書データ作成機能」および「仕様チェック機能」にも対応しています。

**＜ポイント＞** 「資格確認書」の交付を受ける必要がある方は、必ず「資格確認書（再）交付申請書」のPDFを添付してください。

なお複数名いる場合は、複数の「資格確認書（再）交付申請書」を1つのPDFファイルとして添付するようお願いいたします。

事業主においては資格取得届、被扶養者（異動）届へのマイナンバーの記載は省令で定められており、加入する被保険者に対しマイナンバーの提出を求めることができます。また、提出されたマイナンバーは速やかに健保組合へ提出することとされています。引き続き、健保組合へマイナンバーの速やかな提出をお願いします。

#### (1) マイナンバーを記載した場合

資格取得届、被扶養者（異動）届にマイナンバーの記載がある場合、当組合では原則、受付から5日以内にオンライン資格確認へ情報連携を行います。  
これ以降、マイナ保険証により医療機関等で保険診療が受けられます。  
(正常にオンライン資格確認へ情報連携できた場合に限ります。)

#### (2) マイナンバーの記載がない場合

入国したばかりの外国籍の社員や新生児等、資格取得届、被扶養者（異動）届にマイナンバーの記載がない場合はマイナンバー提出のご依頼（督促）をいたします。一定期間お待ちしても提出がない場合、健保組合では基本5情報によりJ-LISにマイナンバーの照会を行います。

##### ① <J-LISからマイナンバーを取得できた場合>

J-LISから取得したマイナンバーを登録し、オンライン資格確認へ情報連携を行います。これにより、医療機関等ではオンライン資格確認が可能となり、マイナ保険証により受診が可能となります。

##### ② <J-LISからマイナンバーを取得できない場合>

この場合、オンライン資格確認へ情報連携はできず、医療機関等ではマイナ保険証での保険診療を受けられません。当組合では、引き続きマイナンバーの提出督促をしつつ、この方に資格確認書を交付します。詳しくは、本資料10ページ「資格確認書の取り扱い」<(Ⅲ) 有効期間 ②>をご覧ください。

**<ポイント>** オンライン資格確認への速やかな情報連携を可能とするため、事実発生前の健保組合への届出【事前点検】が可能となっています。電機健保でも内定者について入社日1ヶ月前から受付をしていますのでご活用いただきますようお願いします。

※なお事前点検においては取得届へのマイナンバーの記載は必須となっておりますのでご留意ください。

資格取得届、被扶養者（異動）届には、「資格確認書発行要否」欄が設けられています。

資格確認書の交付対象となる方は、マイナンバーカードを取得していない方や、保険証利用登録をされていない方など、マイナ保険証を利用できない方となります。下記「資格確認書」交付要件を確認のうえ交付要件1～5に該当する場合は、「資格確認書発行要否」欄にチェックしてください。（交付要件6～8に該当する場合はチェック不要です。）

また、「資格確認書発行要否」欄のチェックに関わらず、「資格確認書」の交付を受ける必要がある方は、必ず「資格確認書（再）交付申請書」を添付してください。（詳細は本資料7ページ以降をご覧ください。）

※資格取得届・被扶養者（異動）届の裏面「記入方法」もご参照ください。

## 「資格確認書」交付要件

|                         |   |   |
|-------------------------|---|---|
| 「資格確認書発行要否」欄<br>チェックが必要 | 1 | マイナンバーカードを取得していない方                                |
|                         | 2 | マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方                |
|                         | 3 | マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を申請した方（利用登録解除者）              |
|                         | 4 | マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方                          |
|                         | 5 | マイナンバーカードの返納者                                     |
| 「資格確認書発行要否」欄<br>チェックは不要 | 6 | マイナンバーカードを紛失した方                                   |
|                         | 7 | マイナンバーカードを更新中の方                                   |
|                         | 8 | マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方 |

**<ポイント>**マイナ保険証を有しており、オンライン資格確認を受けることができる方には交付できません。マイナ保険証の利用できる方が資格確認書の交付を受けた場合は、回収・返納の対象となります。（詳細は本資料11ページをご覧ください）

### 3. 従来の「保険証」の取り扱い

#### (I) 保険証の廃止および経過措置

令和6年12月2日以降、保険証の新規発行は廃止され、原則、マイナ保険証を利用した医療機関等への受診に切り替わりました。

(保険証の紛失や氏名の変更があった際の再交付もされません。)

なお、従来の保険証については、令和7年12月1日（1年間）まで利用可能とする経過措置が設けられましたが、令和7年12月2日には完全廃止となり無効となります。

#### (II) 従来の保険証の取扱い

令和7年12月1日まで

令和7年12月1日までに資格を喪失（扶養の削除）した場合は、保険証を回収します。  
資格喪失届（被扶養者（異動）届（削除））に保険証を添付して返納してください。

##### <ポイント>

保険証を紛失等していた場合で返納できない場合には、保険証滅失（回収不能）届を添付してください。

令和7年12月2日から

経過措置終了後の**令和7年12月2日以降、保険証の回収・返却は不要です。**

ご自身で破棄していただくか、健康保険の記号・番号を確認できるものとしてそのままお持ちいただいても結構です。

##### <ポイント>

資格を喪失（扶養の削除）した場合も、無効となった保険証を添付していただく必要はありません。



令和7年12月2日の保険証完全廃止後は、ご自身で破棄していただくか、健康保険の記号・番号を確認するためのものとしてお持ちいただくようご案内ください。

## 4. 「資格確認書」の取り扱い

医療機関等を受診する際はマイナ保険証によることが原則ですが、マイナンバーカードをお持ちでないなど、やむを得ずマイナ保険証を利用することができない状況にある方には、「資格確認書」を交付いたします。

### ( I ) 交付対象者

マイナ保険証を利用することができない状況にある方とは以下の方となります。

| 交付要件 |   | 交付方法                   |
|------|---|------------------------|
| 1    | マイナンバーカードを取得していない方                                |                        |
| 2    | マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない方                  | <職権交付><br>月次で対象者を確認し交付 |
| 3    | マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を申請した方（利用登録解除者）              |                        |
| 4    | マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方                          |                        |
| 5    | マイナンバーカードの返納者                                     |                        |
| 6    | マイナンバーカードを紛失した方                                   |                        |
| 7    | マイナンバーカードを更新中の方                                   |                        |
| 8    | マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方 | <申請交付><br>本人による申請      |

#### ＜ポイント＞

◆健保組合には毎月、月末時点の職権交付対象者データが翌月5日頃に中間サーバーから情報提供されます。

ここで確認できました職権交付対象者（交付要件1～5の対象者）につきましては、毎月10日ごろを目途に職権にて「資格確認書」を発行し送付します。

なお、職権交付対象者であっても、急な通院などで急を要す場合は、「資格確認書（再）交付申請書」による申請によっても交付をいたします。

◆交付（申請）理由は上の表にあるもののみであり、マイナ保険証を利用できる方が「念のために」という理由で資格確認書の交付申請することはできません。

## (Ⅱ) 交付契機

### (1) 新規加入者等に対する随時交付

①

採用時の資格取得届や、新たに被扶養者を追加する被扶養者（異動）届を提出する際に、マイナ保険証の利用登録状況をご確認のうえ、交付要件1～5（※）に該当している場合は届書の「資格確認書発行要否」欄にチェックをし、併せて「資格確認書（再）交付申請書」にて交付申請をしてください。

②

交付要件6～8（※）に該当している方や、資格確認書の交付を受けた方が資格確認書を紛失した場合は「資格確認書（再）交付申請書」により交付申請をしてください。

※「交付要件」は本資料7ページをご覧ください。

**<ポイント>**新規加入者等の届書の処理時には、健保組合ではマイナ保険証の利用登録状況が把握できません。そのため資格確認書の交付申請書の添付があった場合、真に必要な方の利便性を考慮し交付をしています。

但し、月次の情報によりマイナ保険証の利用ができる方に交付していることが確認できた場合は回収・返納の対象となります。（詳細は本資料11ページをご覧ください）

### (2) 中間サーバーからの情報による月次の職権交付

健保組合に月次で提供される中間サーバーからの情報を確認し、新たに交付要件1～5（※）に該当する方が判明した場合、毎月10日頃に資格確認書を職権交付します。

交付した資格確認書は事業主（ご担当者様）宛にお送りさせていただきますので、被保険者等への配付をお願いいたします。

（根拠条文）健康保険法施行規則 第47条第5項・第6項

〈参考〉健康保険法施行規則 第47条

第5項 保険者は第二項の規定により申請者（～略～）に資格確認書を交付しようとするときは、これを事業主に送付しなければならない。  
(以下、略)

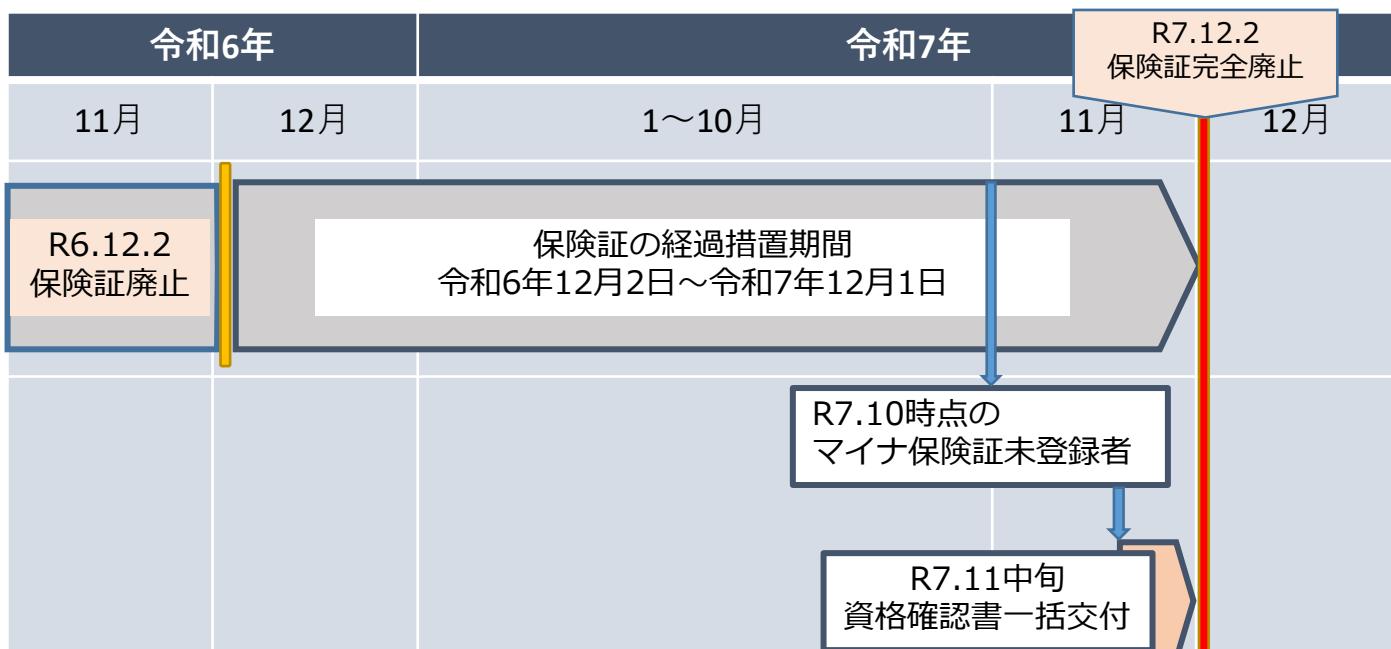
第6項 前項条文の規定による資格確認書の送付があったときは、事業主は、遅滞なく、これを申請者に送付しなければならない。

※「交付要件」は本資料7ページをご覧ください。

### (3) 従来の保険証をお持ちの方等への職権一括交付

令和7年12月1日に従来の保険証の経過措置が終了するため、マイナンバーカードをお持ちでないなど、マイナ保険証を利用することができない状況にある方には、保険証の経過措置期間が終了する前（令和7年11月）に健保組合にて資格確認書を一括して交付します。

|        |  |
|--------|--|
| 送付予定期間 | 令和7年11月中旬  |
| 送付対象者  | 令和7年10月末現在<br>マイナ保険証の利用登録をしていない方<br><br>※すでに資格確認書が交付されている方を除く<br>※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ等により利用登録が解除された方も含む |
| 送付物    | 資格確認書（ハガキ型）  |
| 封入単位   | 1つの封筒に世帯ごとにまとめて封入  |
| 送付方法   | 世帯ごとの封筒を、被保険者の番号順に梱包し、事業主宛に一括して送付<br><br>※希望された事業所には「所属コード」ごとの梱包対応を行います                                    |



### (Ⅲ) 有効期間

①

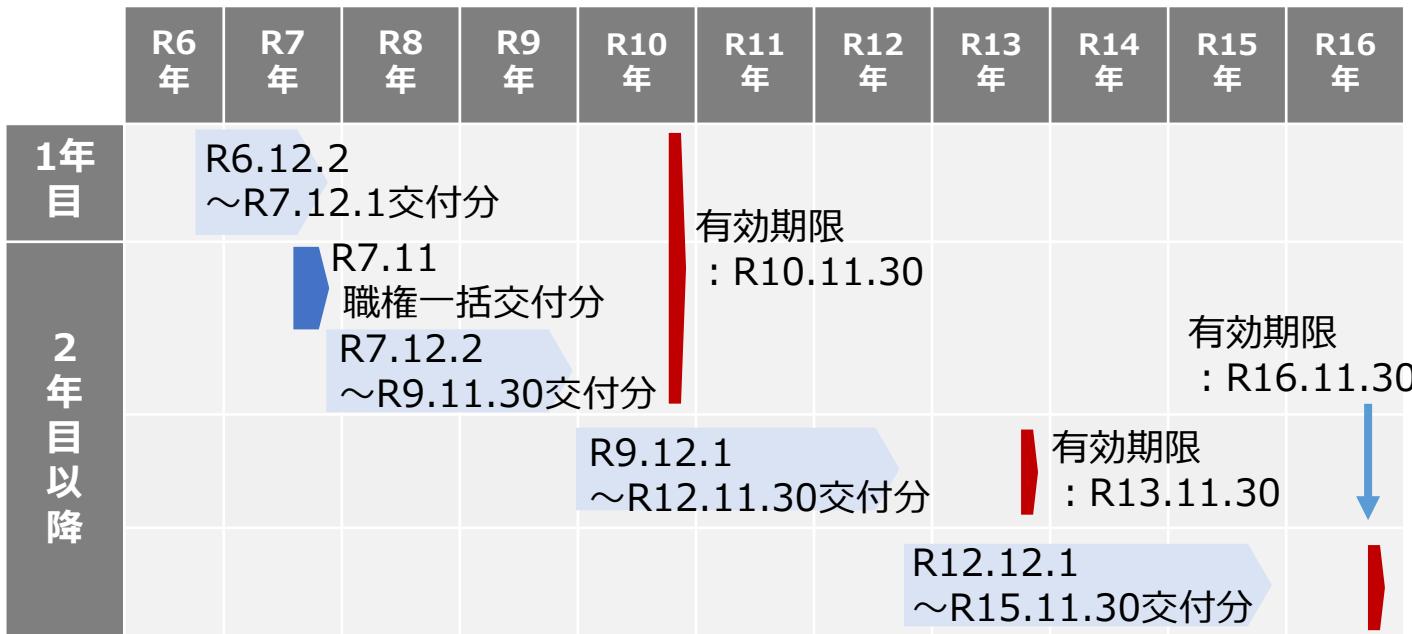
資格確認書の有効期間は原則3年（最長4年、最短1年）となります。

②

例外として、マイナンバーの提出がない方で、資格取得届等の提出から一定の日数が経過してもマイナンバーが提出されず、また、J-LISに照会をかけてもマイナンバーの取得ができない方へは、有効期間1ヶ月の資格確認書を職権交付します。

#### 資格確認書更新サイクルイメージ

（下記の年は1月から12月表記）



※資格確認書の有効期限は3年ごとの一律の日となっています。そのため交付日により最短1年～最長4年間の有効期間となります。

※任意継続は、喪失予定日と同日の有効期限となります。

※紛失した場合など、再交付時の有効期限は、初回交付時の有効期限のまま交付します。

#### ＜有効期間例＞

令和6年12月2日から令和9年11月30日までに交付した資格確認書の有効期限は、一律で令和10年11月30日となります。（最長4年、最短1年）

**＜ポイント①＞** 資格確認書は3年に1度の有効期限ごとに更新を行います。更新時は改めて資格確認書の必要な方を確認のうえ職権にて交付し、事業主宛に送付いたします。被保険者等へ新しい資格確認書の配付をお願いいたします。

※有効期限切れとなる旧の資格確認書については回収の必要はありません。

**＜ポイント②＞** 上記、有効期間②に該当する場合の資格確認書の有効期間は1ヶ月となります。引き続きマイナンバーの提出をご依頼のうえ、1ヶ月が経過してもマイナンバーの提出がない場合、職権により資格確認書（通常の有効期限のもの）を交付します。（※この取り扱いは令和7年12月より実施）

①資格喪失、扶養削除となった方の資格確認書は回収してください。

**<ポイント>** 資格確認書交付者一覧表を毎月定期的にお送りしています。どなたに資格確認書を交付しているかを一覧表で確認していただき、回収をお願いします。

②氏名変更等により資格確認書に記載されている事項に変更が生じた場合は、氏名変更届等と併せて資格確認書を添付し提出してください。変更後の内容で再交付いたします。

③マイナ保険証を取得し、不要となった資格確認書は回収してください。

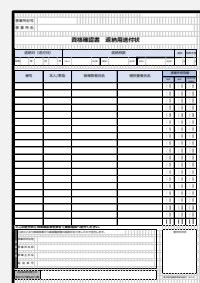
**<ポイント>** 【令和7年6月25日付電子配信にて従前からの取扱いを変更する旨のご案内をしています】

◆従業員やそのご家族から、マイナ保険証が利用できることにより資格確認書は不要である旨のお申し出があった場合は、資格確認書を回収し、「**資格確認書返納用送付状**」を添付のうえ、適用課宛に送付をお願いします。

※様式「資格確認書返納用送付状」

電機健保ホームページ

- > 申請書一覧
- > 保険証・適用に関する書式
- > №.152



◆また毎年時期を定め、その時点での回収対象者（資格確認書の交付を受けた方のうち、マイナ保険証の利用登録が済んでいる方）の情報をリストで提供し、回収を依頼することとしています。

## 有効期限後の資格確認書

有効期限が切れた資格確認書は回収不要です。

## (V) 様式

資格確認書の様式は2種類存在します。

<有効期間3年>  
通常のもの

ハガキ型（厚紙）

<有効期間1ヶ月>

A4版サイズ（普通紙）

※<有効期間1ヶ月>の取り扱いについては、本資料10ページ  
有効期間②をご覧ください。

※資格確認書に使用するハガキ型の用紙、およびA4サイズ用紙には複製防止措置を施しています。

| 健康保険資格確認書  |   |    |      |   |      |
|------------|---|----|------|---|------|
| 本人（被保険者）   |   |    | 年    | 月 | 日 交付 |
| 記号         |   | 番号 | (枝番) |   |      |
| 氏名         |   |    |      |   |      |
| 性別         |   |    |      |   |      |
| 生年月日       |   | 年  | 月    | 日 |      |
| 資格取得年月日    |   | 年  | 月    | 日 |      |
|            |   |    |      |   |      |
|            |   |    |      |   |      |
| 有効期限 年 月 日 |   |    |      |   |      |
| 保険者番号      |   |    |      |   |      |
| 保険者名称      | 印 |    |      |   |      |

|     |  |
|-----|--|
| 住 所 |  |
| 備 考 |  |

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後します。
3. 私は、臓器を提供しません

《1又は2を選んだ方で、提出してください。》  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕

**家族の場合  
「家族（被扶養者）」**

**家族の場合  
「被保険者氏名」を表示**

署名年月日： 年  
本人署名（自筆）：  
家族署名（自筆）：

## (VI) 資格確認書（再）交付申請書

マイナンバーカードをお持ちでないなど、マイナ保険証を利用することができない状況にある方で、本資料5、7ページ「交付要件」に該当する方は、「資格確認書（再）交付申請書」により申請してください。

なお、資格取得届、被扶養者（異動）届の「資格確認書発行要否」欄にチェックした場合も、必ず「資格確認書（再）交付申請書」を添付してください。

| 健康保険 資格確認書（再）交付申請書               |  |  |   |            |
|----------------------------------|--|--|---|------------|
|                                  |  | 課長   | 係長  |            |
|                                  |  | 係  |   |            |
| 資格確認書の交付を希望する場合にご使用ください          |  |  |   |            |
| 被保険者情報                           | 個人番号<br>(マイナンバー)   | □□□□ □□□□ □□□□                                 | 個人番号または記号・番号のいずれかを記載ください。                         |            |
|                                  | 記号・番号  | 記号(左づめ) □□□□番号(左づめ) □□□□                       | 生年月日<br>□ I 昭和<br>□ 2 平成<br>□ 3 令和 □□年 □□月 □□日    |            |
|                                  | 氏名   | フリガナ-----                                      |   |            |
|                                  | 郵便番号   | □□□ - □□□□                                     | 電話番号  | □□□□□□□□□□ |
|                                  | 住所   | 都道府県   |   |            |
| 対象者                              | <input type="checkbox"/> 1 被保険者(本人)分のみ<br><input type="checkbox"/> 2 被保険者(家族)分のみ<br><input type="checkbox"/> 3 被保険者(本人)および被扶養者(家族)分  | 生年月日   | 申請理由<br><input type="checkbox"/> 下記、理由欄より必ず選択ください |            |
| 被保険者<br>被扶養者①                    | フリガナ-----<br>氏名-----<br>同上   | 生年月日<br>同上                                     | 申請理由<br><input type="checkbox"/> 下記、理由欄より必ず選択ください |            |
| 被扶養者②                            | フリガナ-----<br>氏名-----   | 生年月日<br>□ I 昭和<br>□ 2 平成<br>□ 3 令和 □□年 □□月 □□日 | 申請理由<br><input type="checkbox"/> 下記、理由欄より必ず選択ください |            |
| 被扶養者③                            | フリガナ-----<br>氏名-----   | 生年月日<br>□ I 昭和<br>□ 2 平成<br>□ 3 令和 □□年 □□月 □□日 | 申請理由<br><input type="checkbox"/> 下記、理由欄より必ず選択ください |            |
| 理由欄                              | 1 : マイナンバーカードを作っていないため<br>2 : マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため<br>3 : マイナ保険証の利用登録解除の申請をしたため<br>4 : マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため<br>5 : マイナンバーカードを返納したため<br>6 : マイナンバーカードを紛失したため<br>7 : マイナンバーカードの更新手続き中のため<br>8 : マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため<br>9 : 資格確認書を滅失・き損したため |  |   |            |
| 事業所所在地<br>事業所名称<br>事業主氏名<br>電話番号 | 上記のとおり被保険者から交付の申請がありましたので届出します。<br>受付日付印   |  |   |            |
| 社会保険労務士の<br>提出代行者名記入欄            | 東京都電機健康保険組合(R6.12)   |  |   |            |

### <ポイント>

※申請理由欄を必ず記載するようお願いします。

※実際にはマイナ保険証の利用登録を行っているにもかかわらず、一律に「2：マイナンバーカードを持っているが健康保険証利用登録をしていないため」として申請されるケースが判明しています。申請理由の確認を適切に行っていただきますようお願いします。

※申請理由は理由欄に示された1～9のみで、マイナ保険証を利用できる方が念のため」という理由で申請することはできません。

## (VII) マイナ保険証利用登録の解除申請

何らかの理由により止むを得ずマイナ保険証利用登録の解除を申請する方には、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を健保組合へ提出するようご案内してください。

|  |   |                                   |          |                |       |  |
|--|---|-----------------------------------|----------|----------------|-------|--|
| マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書  |   |                                   |          |                |       |  |
| 東京都電機健康保険組合 殿  |   |                                   |          |                |       |  |
| 令和 年 月 日   |   |                                   |          |                |       |  |
| 解<br>除<br>申<br>請<br>者  | フリガナ<br>氏名  |                                   | 生年<br>月日 | 大正・昭和<br>平成・令和 | 年 月 日 |  |
|  | 住所  | (郵便番号 - )<br>都道<br>府県<br>市区<br>町村 |          |                |       |  |
|  |   |                                   |          |                |       |  |
|  |   |                                   |          |                |       |  |
| 連絡先  | 電話番号<br>Email   |                                   |          |                |       |  |
| 被保険者等記号・番号<br>※枝番を含め、全て正確に記載してください。  | 被保険者等記号   |                                   | 番号       | 枝番             |       |  |
|  |   |                                   |          |                |       |  |
| マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について   | <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請します。<br>※利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。<br>※利用登録の解除を申請する方は、併せて「資格確認書(再)交付申請書」を提出し「資格確認書」の交付を受けてください。(医療機関を受診する際等で必要となります。)<br>※利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、1~2か月程度時間がかかる場合があります。 |                                   |          |                |       |  |
| 署名：_____   |   |                                   |          |                |       |  |
| (解除を希望する理由)  |   |                                   |          |                |       |  |
| <p>※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。</p> <p>※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。</p> <p>※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行なうことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行なうことができます。</p> |   |                                   |          |                |       |  |
| (備考) 代理人により申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。  |   |                                   |          |                |       |  |
| (注) 解除申請後から解除がなされるまでの間(1~2か月程度)に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対し、自分が以前に加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行なうようにしてください。  |   |                                   |          |                |       |  |

**<ポイント>**マイナ保険証利用登録の解除申請をした場合、マイナ保険証による医療機関等への受診ができなくなりますので、併せて「資格確認書(再)交付申請書」を提出し資格確認書の交付を受けてください。

## 5. 「資格情報のお知らせ」の取り扱い

「資格情報のお知らせ」は令和6年12月2日以降、新たに加入された方に隨時交付しています。（※）

「資格情報のお知らせ」は、健康保険の被保険者記号、番号など資格情報をお知らせするものです。

通知された方は、「健康保険の資格情報がオンライン資格確認へ情報連携が正常に完了した方」となり、マイナ保険証の利用登録がされていれば「マイナ保険証」の利用が医療機関等で可能となったことの通知となります。

なおマイナンバーの提出がないなど、オンライン資格確認への情報連携が完了できない方へは交付されません。

※令和6年12月前からの加入者には、令和6年8月または12月に事業主宛に送付しています。

### （I）「資格情報のお知らせ」の役割

①

保険証廃止後、健保組合への保険給付の申請や、健康診断のお申込みなど各種申請をする際に必要となる「健康保険の記号・番号」等の資格情報を確認していただくためのお知らせです。

②

医療機関等にカードリーダーがない場合や機器の不具合等でマイナ保険証が読み取れない場合に、マイナ保険証と併せてこのお知らせを提示することで医療機関等での保険診療の受診が可能となります。

**<ポイント①>** 健康保険の資格情報はマイナポータルでも確認できます。マイナポータルへログインし健康保険資格情報（PDF）をダウンロードしていただくことで同じ情報が閲覧可能です。

**<ポイント②>** 令和7年8月から当健保組合のマイヘルスウェブでも資格情報を確認できるようになりました。

**<ポイント③>** マイナ保険証の利用登録をしておらず資格確認書の交付を受けている方でも、マイナンバーが提出されオンライン資格確認へ情報連携が完了した場合は、「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナンバーカードの保険証利用登録など必要な手続きを行っていただき、マイナ保険証の利用に切り替えをお願いします。

## (II) 「資格情報のお知らせ」様式

健保 花子 様  
(被保険者氏名) 健保 太郎 様

東京都電機健康保険組合  
保険者番号06134803  
113-0566  
東京都文京区湯島3-15-4

**資格情報のお知らせ**  
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記の通りお知らせします。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

|         |              |    |               |    |    |
|---------|--------------|----|---------------|----|----|
| 記号      | 5001         | 番号 | 1 2 3 4 5 6 7 | 枝番 | 01 |
| 氏名      | 健保 花子        |    |               |    |    |
| フリガナ    | ケンボ ハナコ      |    |               |    |    |
| 発効年月日   | 令和 6年 9月 1日  |    |               |    |    |
| 有効期限    | ****         |    |               |    |    |
| 負担割合    | ****         |    |               |    |    |
| 資格取得年月日 | 令和 6年 9月 1日  |    |               |    |    |
| 交付年月日   | 令和 6年 9月 19日 |    |               |    |    |
| 保険者名    | 東京都電機健康保険組合  |    |               |    |    |

マイナポータルへのアクセス・ QRコードはこれら  
スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルに  
ログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。  
ます。ぜひ活用ください。

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面  
をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンを  
お持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診い  
ただけます)。

**資格情報のお知らせ**  
令和 6年 9月 19日  
東京都電機健康保険組合  
保険者番号: 06134803  
記号: 5001 番号: 1234567 (枝番) 01  
氏名: 健保 花子  
発効年月日: 令和 6年 9月 1日  
有効期限: \*\*\*\*  
負担割合: \*\*\*\*  
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

上を切り取ってご用紙 などともできます  
(このお知らせは受診できません)

※「資格情報のお知らせ」  
は左下の切り取り部分を  
切り取って携帯できます。

### 配付

お届けいただいた資格取得届、被扶養者(異動)届によりオンライン資格確認へ情報連携を行います。この情報連携が正常に完了した方の資格情報のお知らせを送付します。

用紙左上に記載あります被保険者へ(被扶養者分がある場合は、そちらも含め)配付していただくようお願いいたします。

### 回収

「資格情報のお知らせ」では医療機関等を受診できませんので、資格喪失時や扶養削除時に回収する必要はございません。ご自身で破棄いただくよう、ご案内してください。

### 再交付

「資格情報のお知らせ」を紛失等した場合や氏名変更があった場合でも、原則、再交付はいたしません。

マイナポータルからダウンロードいただくか、またはマイヘルスウェブにより資格情報の確認をお願いします。

**〈ポイント〉**「資格情報のお知らせ」は、マイナポータルやマイヘルスウェブで確認できることから、原則、再交付はいたしませんが、スマホを所持していないなど、マイナポータル等をご利用できない場合には、「資格情報のお知らせ交付申請書」により申請してください。再交付いたします。

## 6. その他

### (I) 各証の取り扱い

下記各証については、マイナ保険証をご利用した場合、申請等の手続きが不要となり、また、複数の証を持ち歩く必要なく、スムーズな医療機関への受診ができます。被保険者等へは、この取り扱いを広く周知いただき、マイナ保険証の利用をいただくよう是非ご案内ください。

※「限度額適用標準負担額減額認定証」及び「特定疾病療養受療証」について、マイナ保険証利用により医療機関で情報を確認するためには、事前に健保組合にて情報を登録する必要があります。これまで同様「健康保険標準負担額減額申請書」「特定疾病療養受療証交付申請書」を提出いただく必要がありますのでご注意ください。

#### 高齢受給者証

70歳以上の高齢者は、自身の報酬等によって医療機関窓口での負担割合が変わってくることから、これを示すための証となります。ハガキ型の用紙で交付いたします。

[【マイナ保険証利用登録者は不要】](#)

#### 限度額適用認定証

入院などで医療費が高額となる場合に、医療機関窓口において、自己負担の限度額の支払いで済ますための証となります。

[【マイナ保険証利用登録者は不要】](#)

#### 限度額適用標準負担額 減額認定証

低所得に該当する方（非課税者）が入院した場合に、食事費用の標準負担額を減額するための証となります。

[【マイナ保険証利用登録者は、電機健保へ申請書の提出のみ必要 上記※】](#)

#### 特定疾病療養受療証

特定疾病（血友病、HIV、慢性腎不全）の認定を受けた方に、医療機関窓口負担を一定額にするための証となります。

[【マイナ保険証利用登録者は、電機健保へ申請書の提出のみ必要 上記※】](#)

マイナ保険証を利用できない方については、上記についてはこれまでと同様の交付申請手続きが必要となります。必要に応じて各証の申請書により健保組合へ申請をしてください。

なお、高齢受給者証についてのみ、70歳到達月に健保組合から職権で交付します。（生年月日が1日の場合は、誕生日の前月に交付）

**<ポイント>**マイナ保険証を利用する方には、70歳到達時に、医療機関等の窓口における負担割合のご案内として、「資格情報のお知らせ」を送付します。

## (II) 保険給付の各種申請

傷病手当金など各種保険給付の申請については、これまでと同様、申請書には被保険者の記号と番号の記載をいただきます。

記号、番号については「資格情報のお知らせ」に記載しているほか、マイナポータルやマイヘルスウェブでも確認が可能です。

健保組合への各種申請やお問い合わせの際には、「資格情報のお知らせ」等で記号・番号をご確認ください。

**<ポイント>**令和6年12月2日以降、保険給付の各種申請書には、マイナンバーの記載欄を設けています。保険給付の申請については、原則、被保険者の記号、番号の記載となります。記号、番号がわからない場合はマイナンバーによる申請も可能となります。

## (III) 保健事業の各種申請

保養所の利用申込、健康診断の受診予約など、保健事業の各種申請書には、これまでと同様、被保険者の記号と番号の記載をしていただきます。

記号、番号については、「資格情報のお知らせ」に記載しているほか、マイナポータルやマイヘルスウェブでも確認が可能です。

保健事業の各種申請やお問い合わせの際には、「資格情報のお知らせ」等で記号・番号をご確認ください。

**<ポイント>**これまで、契約施設やスポーツジム等をご利用する際、保険証の提示を求められる場合がありましたが、今後は「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」（お持ちの方のみ）を提示することで、健保組合への加入を確認することとなります。なお、マイナポータルや、マイヘルスウェブから健康保険の資格情報をスマホにダウンロードし、そちらを提示することでも健保組合の資格情報が確認できますので、ぜひ活用をお願いします。

## 7. 保険証廃止にかかるFAQ

### (I) 新規加入者にかかる手続き関係

Q I -1. 資格取得届、被扶養者（異動）届の様式は変更となったのですか？

A I -1. 様式は令和6年12月2日から変更されています。

資格取得届、被扶養者（異動）届には、「資格確認書発行要否」欄が追加されています。届書裏面の記入方法を確認のうえ、必要に応じて記載してください。なお、「資格確認書発行要否」欄のチェックに関わらず、「資格確認書」を必要とする場合は、併せて「資格確認書（再）交付申請書」の提出もお願いします。

Q I -2. 新規加入者の手続きには事前に何を確認する必要がありますか？

A I -2. 新たに加入手続きをされる場合には、お名前、マイナンバー、性別、生年月日、住民票住所など資格取得届（被扶養者（異動）届）の必要記載事項を確認し、また、資格確認書の要否を確認するため、マイナンバーカードの取得の確認、マイナンバーカードの保険証利用登録の確認など、資格確認書の交付要件に該当するか確認してください。

※被扶養者の認定については、これまでと同様、認定に必要な添付書類もご準備ください。

Q I -3. マイナンバーカードを取得していない、マイナンバーカードを保険証利用登録をしていないなど、マイナ保険証が利用できない状況の方は、どのような手続きが必要ですか？

A I -3. 本人に「資格確認書（再）交付申請書」を記入していただき、事業主において記載事項をご確認のうえ提出してください。また、資格確認書の交付要件1～5（本資料5, 7ページ）に該当する方は、資格取得届または被扶養者（異動）届の「資格確認書発行要否」欄をチェックし、資格確認書の交付要件6～8に該当する方は、「資格確認書発行要否」欄のチェックはせず、届出してください。

なお、毎月中間サーバから提供される情報により、新たに資格確認書の交付要件1～5に該当することが確認された方には、職権にて交付します。詳しくは、本資料7～8ページをご覧ください。

**Q I -4.取得届、被扶養者（異動）届にマイナンバーを記載した場合、いつからオンライン資格確認ができますか？**

**A I -4.健保組合では、届出を受け付けた日から、原則5日以内にオンライン資格確認へ情報連携を行い、情報連携の完了後に「資格情報のお知らせ」を事業主経由で送付します。「資格情報のお知らせ」が届いた方は、マイナ保険証の利用登録をしていれば、受診時にオンライン資格確認が可能な方となります。**

なお、情報連携完了後は、マイナポータルでも資格情報の確認が行えます。登録された健康保険の資格情報を事前に確認するようお願いします。

**Q I -5.本人にマイナンバーの提出を依頼していますが提出されません。どうなりますか？**

**A I -5.引き続きマイナンバーの提出をご本人へ依頼してください。**

健保組合では、マイナンバーの提出依頼（督促）をいたしますが、一定期間ご提出がされない場合、基本5情報によりJ-LISにマイナンバーの照会を行います。

#### **<J-LISよりマイナンバーが取得できた場合>**

取得できたマイナンバーを登録し、これによりオンライン資格確認へ情報連携を実施します。正常に情報連携できた場合、「資格情報のお知らせ」を通知し、情報連携が完了したことをご案内いたします。

なお、本人へは引き続きマイナンバーの提出を依頼していただき、提出された際には、健保組合への個人番号届の提出をお願いします。

（健保組合では、提出されたマイナンバーとJ-LISから取得したマイナンバーに相違がないか確認を行います。）

#### **<J-LISよりマイナンバーが取得できない場合>**

J-LIS照会によってもマイナンバーが取得できなかつた方は、オンライン資格確認が行えない状態となります。この方には例外として、職権により「資格確認書」（有効期間1ヶ月）を交付します。（詳しくは、本資料10ページをご覧ください。）

この期間内にもマイナンバーの提出がない場合は改めて通常の資格確認書を月次で職権にて交付いたします。

なお、本人へは引き続きマイナンバーの提出を依頼していただき、提出された際には、健保組合への個人番号届の提出をお願いします。

※事業主においては資格取得届、被扶養者（異動）届へのマイナンバーの記載は省令で定められており、加入する被保険者にマイナンバーの提出を求めるることができます。

## (II) 「マイナ保険証」関係

### Q II-1.マイナ保険証を推奨する理由は何ですか？

A II-1.電機健保ではマイナ保険証の利用を推奨しておりますが、その理由は主に次のとおりです。

- ◆健康・医療情報に基づく質の高い医療が受けられる
- ◆医療費が高額になった際、限度額適用認定証の申請をしなくても高額療養費の限度額以上の窓口負担がしなくて済む
- ◆救急時において、適切な応急処置や搬送先医療機関の選定に活用できる
- ◆確定申告の際、マイナポータルから医療費控除の申請が簡単になる
- ◆就職・転職・引越後もそのまま保険証として利用できる

### Q II-2.マイナ保険証の利用登録をしたら、そのままずっと保険証として使えますか？

A II-2. マイナンバーカードの保険証登録をすることによって、就職、転職、転居したときも、そのまま同じマイナンバーカードで保険証として使用できます。

※但し、次の事項にご注意ください

◆マイナンバーカードの電子証明書の有効期限はカードの発行から5回目の誕生日までとなっており、有効期限が到来したにもかかわらず電子証明書の更新手続きをしないと、マイナ保険証としても利用できなくなってしまいます。お住まいの自治体からマイナンバーカードの電子証明書の更新案内（有効期限通知書）が届いた方は、必ず更新手続きをしていただくようご案内ください。

◆転居の際に自治体で手続きをするときは、必ずマイナンバーカードをお持ちになり、住所変更手続きをするようご案内ください。特に市外からの転入の際に転入届が遅れたり、マイナンバーカードの継続利用手続きを行わないと、マイナンバーカードの電子証明書が失効してしまい、保険証としても利用できなくなってしまいます。

### Q II-3.スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになったのですか？

A II-3.健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをスマートフォンに追加することで、スマートフォンをかざして医療機関・薬局で利用できるようになります。なお令和7年9月中旬頃から機器の準備の整った医療機関・薬局で順次、利用可能となっています。

事前準備としては、通常のマイナ保険証と同様、マイナポータルやセブン銀行ATMでマイナンバーカードの保険証利用登録を行う必要があります。その後でマイナポータルでマイナンバーカードをスマートフォンに追加する手続きを行うこととなります。詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認願います。

### (Ⅲ) 従来の「保険証」関係

QⅢ-1. 従来の保険証はいつまで利用できますか？

AⅢ-1. 令和6年12月1日以前に交付された保険証について、経過措置により利用可能とされた期間は令和7年12月1日で終了します。令和7年12月2日以降は利用できません。

QⅢ-2. 保険証を回収する必要はありますか？

AⅢ-2. 従来の保険証については、令和7年12月2日に無効となりますが、回収や電機健保へ返納いただく必要はありません。

なお、令和7年12月1日までの間に資格を喪失または扶養の削除となった場合には回収が必要となります。資格喪失届、被扶養者（異動）届（削除）の提出の際には、保険証を添付するようお願いします。

令和7年12月2日以降は資格を喪失または扶養の削除となった場合でも回収の必要はありません。

※本資料6ページをご参照ください。

## (IV) 「資格確認書」関係

### QIV-1. 「資格確認書」とは何ですか？

AIV-1. 「資格確認書」は、マイナンバーカードを取得していない方など、やむを得ずマイナ保険証を利用することができない状況にある方に交付するもので、医療機関を受診する際に提示することで保険診療が受けられます。

### QIV-2. マイナ保険証を利用することのできない状況とは、どんな状況ですか？

AIV-2. マイナ保険証を利用することのできない状況とは以下になります。

|   |   |
|---|---|
| 1 | マイナンバーカードを取得していない方                                |
| 2 | マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない方                  |
| 3 | マイナ保険証の利用登録解除を申請した方                               |
| 4 | マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方                          |
| 5 | マイナンバーカードの返納者                                     |
| 6 | マイナンバーカードを紛失した方                                   |
| 7 | マイナンバーカードを更新中の方                                   |
| 8 | マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方 |

※マイナ保険証を利用できる方が「念のため」という理由で交付申請をすることはできません。（後日回収を依頼させていただきます）

※詳しくは、本資料5、7ページをご覧ください。

### QIV-3. 健保組合では、マイナ保険証を利用することのできない方の確認はできるのですか？

AIV-3. 健保組合では、「資格確認書」の交付要件1～5に該当する方を、毎月中間サーバから提供されるデータで確認しています。新たに「資格確認書」の交付要件1～5に該当する方で、資格確認書の交付を受けていない方が判明した場合は、職権にて「資格確認書」を交付いたします。詳しくは、本資料7～8ページをご覧ください。

健保組合から「資格確認書」が届いた際には、被保険者等への配付をお願いいたします。

QIV-4. 「資格確認書」はどのような材質、サイズで交付されますか？

AI4-4. 「資格確認書」には次の2種類があり、それぞれ複製防止の措置を施した用紙を使用しています。

- ①有効期間原則3年の「資格確認書」：【ハガキ型・厚紙】
- ②有効期間1カ月の「資格確認書」：【A4サイズ、普通紙】

※上記②は例外的な取り扱いとなります。詳しくは本資料10ページをご覧ください。

QIV-5. 「資格確認書」の有効期限はどうなりますか？

AI4-5. 「資格確認書」の有効期限は、原則3年（最長4年、最短1年）となります。なお、例外として、マイナンバーが提出されず、J-LISからもマイナンバーが取得できない方には、有効期間1カ月の「資格確認書」を交付します。

詳しくは、本資料10ページをご覧ください。

QIV-6. 「資格確認書」の有効期限が近くなりましたが、引き続き必要な場合に何か手続きは必要ですか？

AI4-6. 有効期限が切れるタイミングにおける更新（再交付）については、

①資格確認書の交付要件1～5に該当する方：中間サーバーからの情報により健保組合で「資格確認書」の要否を確認し、引き続き必要な方には有効期限が切れる前に職権にて再度交付し、事業主宛に送付いたします。健保組合より「資格確認書」が届きましたら、被保険者等への配付をお願いします。なお、有効期限が切れた「資格確認書」はご自身で破棄していただくようご案内してください。

②資格確認書の交付要件6～8に該当する方：健保組合では資格確認書が必要か否かを把握することができません。引き続き「資格確認書」が必要な場合には、交付要件（6～8の申請理由）に該当していることを確認のうえ、「資格確認書（再）交付申請書」により申請してください。

QIV-7. 資格を喪失または扶養から削除となった場合、「資格確認書」は回収する必要がありますか？

AI4-7. 資格確認書の有効期限前に資格喪失または扶養削除となった場合、「資格確認書」については、医療機関への無資格受診（不正利用）を防止するため、回収のうえ資格喪失届または被扶養者異動届への添付が必要です。

なお、有効期限が切れた「資格確認書」をお持ちの場合、回収は不要です。

QIV-8. 「資格確認書」の交付を受けている人の把握はどうすればいいですか？

AIIV-8. 「資格確認書」を交付している対象者の一覧表を定期的にお送りしています。

資格喪失時等、「資格確認書」の回収が必要な場合において、「資格確認書」の交付を受けている方かを確認いただく際に、ご活用ください。

QIV-9.マイナ保険証を保有している方が、「資格確認書」の交付を受けることはできますか？

AIIV-9.マイナ保険証を保有している方は、医療機関等においてオンライン資格確認を受けることができる状況となりますので、「資格確認書」の交付対象とはなりません。

また「念のため」に保有しておきたいという理由でも申請はできません。資格確認書の交付を受けた後でマイナ保険証の利用登録をしていることを確認できた場合は、回収のうえ電機健保へ返納してください。

※返納の際の送付状は電機健保ホームページに掲載しています【申請No.152】

QIV-10.「資格確認書」の交付を受けている方が、マイナ保険証の利用ができるよう手続きをしました。「資格確認書」を回収する必要はありますか？

AIIV-10.「資格確認書」を回収し電機健保に返納をお願いします。本人へマイナ保険証を利用するようご案内してください。

※返納の際の送付状は電機健保ホームページに掲載しています【申請No.152】

QIV-11.「資格確認書」を紛失しました。再交付できますか？

AIIV-11.「資格確認書」は、「資格確認書（再）交付申請書」を申請いただくことで、再交付いたします。なお、再交付した際の有効期限は、当初交付した「資格確認書」の有効期限と同じになります。

QIV-12.マイナ保険証の利用登録の解除はできますか？

AIIV-12.何らかの事情でマイナ保険証の利用登録を解除する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」により申請をいただくことで、申請のあった翌月末に保険証の利用登録が解除となります。なお、当該申請を行うとマイナ保険証の利用ができなくなることから、併せて、「資格確認書（再）交付申請書」により「資格確認書」の交付を受けてください。

## V. 「資格情報のお知らせ」関係

### QV-1. 「資格情報のお知らせ」とは何ですか？

AV-1. 健康保険の資格を簡易に確認するためのもので、健康保険組合への保険給付の申請や、健康診断、保養施設のお申込み等をする際に必要となる被保険者記号、番号の確認ができます。また、オンライン資格確認が行えない医療機関等においては、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をセットで提示することで、保険診療が受けられます。

### QV-2. 「資格情報のお知らせ」は加入者全員に送付されますか？

AV-2. 「資格情報のお知らせ」は、マイナンバーの提出がされ、健康保険の資格情報がオンライン資格確認へ正常に情報連携が完了した方に送付いたします。マイナ保険証の利用登録をしている方は、このお知らせをもって、医療機関等でマイナ保険証の利用が可能となったことの通知となります。

### QV-3. 「資格情報のお知らせ」を切り取り、持ち歩く必要はありますか？

AV-3. 「資格情報のお知らせ」は、台紙左下の切り取り部分を切り取ってマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

なお、健康保険の資格情報はマイナポータルでも確認できます。事前にマイナポータルへログインし、健康保険の資格情報PDFをスマホにダウンロードした方は、これを提示することで資格確認が行えますので、紙の「資格情報のお知らせ」を携帯する必要はありません。

また、マイヘルスウェブでも健康保険の資格情報PDFをダウンロードできます。

### QV-4. 資格を喪失または扶養から削除となった場合、「資格情報のお知らせ」を回収する必要がありますか？

AV-4. 「資格情報のお知らせ」を回収する必要はありません。

### QV-5. 「資格情報のお知らせ」を紛失しました。再交付できますか？

AV-5. 「資格情報のお知らせ」を紛失等した場合や氏名変更があった場合でも、原則、再交付はいたしません。マイナポータルからダウンロードいただくか、またはマイヘルスウェブにより資格情報の確認をお願いします。

なお、スマホを所持していないなど、マイナポータル等をご利用できない場合には、「資格情報のお知らせ再交付申請書」により申請いただくことで再交付いたします。

## VI.その他関係

QVI-1.マイナ保険証を利用して受診しています。高額な医療費がかかりそうですが、限度額適用認定証の申請は必要ですか？

AVI-1.マイナ保険証で受診する場合、「限度額適用認定証」の申請は不要です。医療機関では、マイナ保険証によりオンライン資格確認にて健康保険の資格情報と併せて限度額の適用区分も確認ができます。

同様に、マイナ保険証を利用いただくことで「高齢受給者証」の提示も不要となります。

なお、「限度額適用標準負担額減額認定証」及び「特定疾病療養受領証」については、事前に健保組合での情報登録が必要となるため、マイナ保険証を利用している場合でも、これまでどおり「健康保険標準負担額減額申請書」「特定疾病療養受療証交付申請書」を電機健保に提出してください。

※マイナ保険証利用登録者には認定証や受療証の交付はいたしません。

QVI-2.70歳に到達した社員がいます。高齢受給者証はこれまでと同様、送られてきますか？

AVI-2.マイナ保険証で受診することで、医療機関等では負担割合の確認ができるため、マイナ保険証の利用登録をしている方は高齢受給者証は不要となり交付されません。

なお、マイナ保険証を利用することができない方（利用登録がない方）には、これまでと同様、70歳に到達した月に送付します。

（生年月日が1日の場合は、誕生月の前月に送付します。）

詳しくは、本資料17ページをご覧ください。

QVI-3.健保組合への問い合わせや、各種申請をする際に必要となる被保険者の記号、番号はどこで確認できますか？

AVI-3.被保険者の記号・番号等の健康保険の資格情報は、お送りしています「資格情報のお知らせ」、またはマイナポータルの健康保険資格情報で確認できます。

※マイヘルスウェブでも、健康保険の資格情報の確認が可能です。

## ～ 最 後 に ～

令和6年12月2日に保険証は廃止（新規発行停止）され、それまでに発行された保険証についても令和7年12月2日に経過措置が終了することで完全廃止となります。一方でスマートフォンのマイナ保険証としての利用環境も整備されつつあるなど、今後マイナ保険証による受診がさらに普及していくものと考えられます。

当組合では、多くの加入者にマイナ保険証のメリットを受けていただくため、機関紙「KENPOだより」の特集記事、ホームページの「マイナンバー特設ページ」や、マイナンバー関係の各種リーフレットを配布するなど、保険証廃止及びマイナ保険証への切り替えに合わせたご案内により、ご理解をいただけるよう努めています。

事業主、ご担当者様においては、マイナ保険証の利用促進にご理解をいただき、社内インターネット等を活用した被保険者等への周知、またマイナ保険証の利用登録をされていない方へのお声掛けについて、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。